

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢を明示し、組織内で共通の理解をもつための取組を行っている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示しているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢を明示していない。

評価の着眼点

理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。

子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。

子どもを尊重した保育に関する基本姿勢を、保育の標準的な実施方法等に反映している。

子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。

子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

(保育所)

子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。

(保育所)

性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。

(保育所)

子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

(保育所)

○保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければなりません。

(保育所)

○一人ひとりの子どもを受容し、子どもが安心して生活できる環境を整える中で、それぞれの子どもに応じた発達を援助する保育が求められています。

○保育所内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する組織内の勉強会・研修や、実施する保育の標準的な実施方法への反映、身体拘束や虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。

(保育所)

○家庭の状況に応じて、他制度の支援につなげることにより、子どもの権利擁護に努めることも重要です。

(保育所)

○保育所においては、一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、子どもが互いに尊重する心を育む取組が求められています。

(保育所)

○子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて、性差への固定的な観念等を植え付けないような配慮が必要です。

(保育所)

○保育士だけでなく、保護者も子どもの手本になる必要があることから、保護者との日常的な対話や対応に配慮するだけでなく、保護者会などの場面で具体的な共通認識を持つよう配慮することが必要となります。

(3) 評価の留意点

○福祉施設・事業所の種別や福祉サービスの内容の違いによって、利用者尊重の具体的な留意点は異なるので、保育所としての基本姿勢と、保育所全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。保育所の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもの尊重について、保育所内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育を行っている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育を行っている。
- b) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等を整備し、職員の理解を図っている。

子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等を整備し、職員の理解を図っている。

子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。

一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。

子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。

規程・マニュアル等にもとづいた保育を実施している。

不適切な事案が発生した場合の対応方法等を明示している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どものプライバシー保護をはじめ、虐待防止といった子どもの権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行うとともに、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した保育における重要事項です。また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった子どもの権利擁護に関わる取組も同様です。

(保育所)

○プライバシー保護には、子どものみならず保護者のプライバシー保護も含まれます。

○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子ども・保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、たとえば、子ども・保護者が他人から見られたり知られたくないことについて、その意思が尊重されなければなりません。子ども・保護者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

○日常的な保育においては、保育所の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこころよい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。

○プライバシー保護と権利擁護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子ども・保護者に周知することも求められます。また、保育所において、プライバシー保護や権利擁護に関わる不適切な事案が生じた場合を想定し、対応方法等を明確にしておくことも必要です。

(3) 評価の留意点

○子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育の前提として、職員が、プライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、保育所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分であり、「b」評価とします。

○保育の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含まれます。

(保育所)

○排泄・着替え・シャワー時等生活場面におけるプライバシー保護について、保育の質の向上のために、設備面での配慮や工夫も含めた保育所としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。